

# 令和5年度軽自動車税(種別割)のお知らせ

## 1 軽自動車税(種別割)について

軽自動車税(種別割)は、4月1日現在で対象となる車両をお持ちの方に課税されます。

4月2日以降に廃車されても、月割りの計算ではないため、還付はありません。

納税は、①金融機関、②コンビニエンスストア(納税通知書の裏面を参照)、③役場出納室、④口座振替(金融機関での手続きが必要)、⑤スマホアプリにて行うことができます。

## 2 登録内容の手続き場所について(ご案内)

車両を取得、譲渡、廃車、住所変更等した場合は、下記の窓口にて届出をする必要があります。必要なものを事前に各窓口へお問合せのうえ、速やかにお手続きをお願いします。

すでに所有されていない場合や、解体済みである場合などは、ナンバープレート返却とともに廃車の手続きが必要です。廃車の手続きがお済みでないと、課税され続けますのでご注意ください。

また、所有者が亡くなられた後、他の人が使用する場合は、名義変更の手続きが必要です。転出・転入時に車両の定置場が変わる場合、住所変更をする必要があります。住民票を移しただけでは住所変更ならず、定置場(※)となっている市町村にて課税され続けますので、ご注意ください。  
※定置場…車両を駐車する場所のことです。車検証に記載されている市町村にて課税されます。

「岩手ナンバー」については各手続き場所にお問い合わせ下さい。

ナンバープレート	車種	手続き場所
『1岩手』 『岩手』	●軽二輪車 (125cc超～250ccのバイク) ●小型自動二輪車 (250cc超のバイク)	【矢巾町】東北運輸局 岩手運輸支局 ☎：050-5540-2010
『岩手』	●軽四輪車 ●軽三輪車	【盛岡市】軽自動車検査協会岩手事務所 ☎：050-3816-1833 【釜石市】岩手県自家用自動車協会 釜石支部 ☎：0193-25-1353

「大槌町ナンバー」については税務会計課にてお手続きできます。

ナンバープレート	車種	手続き場所
『大槌町』	●125cc以下の原付バイク ●小型特殊自動車(農耕・その他) ●ミニカー	大槌町役場1階 税務会計課 課税班 ☎：0193-42-8711(直通)
必要な書類	<登録・変更> ・購入した場合→販売証明書 ・譲渡された場合→譲渡証明書 ・転入されてきた方→廃車証明書 ・車台番号等が記載された書類 など	<廃車> ・ナンバープレート(返納) ・標識交付証明書

※盗難被害・紛失の場合は警察に届出をし、受理番号、届出警察署、届出日を控えてきてください。

## 3 軽自動車税(種別割)の税額

■二輪車・小型特殊自動車など

種別	原付			軽二輪 125cc超 250cc 以下	ボート・ トレー	二輪の 小型自動車 250cc超	小型特殊自動車		ミカ-
	第一種 50cc 以下	第二種 乙 90cc 以下	第二種 甲 125cc 以下				農耕 作業用	その他	
税額	2,000	2,000	2,400	3,600	3,600	6,000	2,000	5,900	3,700

## ■四輪・三輪の軽自動車

種別と税額	税率 初度検査が H27.4 以降	旧税率 初度検査が H27.3 以前	重課税率 初度検査が H22.3 以前	軽課税率				
				初度検査が令和4年4月1日～令和5年3月31日までの下記対象基準に適合する車両は、軽課税額が1回のみ適用されます。				
				(ア)	(イ)	(ウ)		
				約75%軽減	約50%軽減	約25%軽減		
軽三輪車	3,900	3,100	4,600	1,000	-	-		
軽四輪車	自家用	乗用	10,800	7,200	12,900	2,700	-	-
		貨物	5,000	4,000	6,000	1,300	-	-
	営業用	乗用	6,900	5,500	8,200	1,800	3,500	5,200
		貨物	3,800	3,000	4,500	1,000	-	-

- 初度検査…「自動車検査証」に記載されている、その車両が初めてナンバーの交付を受けた年月です。現在の所有者の方が初めてナンバーの交付を受けた年月ではありません。
- 重課税額…初度検査を受けた月から13年を経過した翌年度から適用される税額です。
- 軽課税額の対象基準
  - (ア) 電気自動車・天然ガス自動車（平成30年排出ガス基準適合又は平成21年排出ガス基準10%低減）
  - (イ) ★★★★かつ令和12年度燃費基準+90%達成かつ令和2年度燃費基準達成車
  - (ウ) ★★★★かつ令和12年度燃費基準+70%達成かつ令和2年度燃費基準達成車
 「★★★」は平成30年排出ガス基準50%低減または平成17年排出ガス基準75%低減達成車

## 4 障害者手帳などを持つ方が所有する軽自動車等の減免

身体、知的又は精神に障がいのある人が所有している軽自動車やバイクなどは、障がいの程度により、申請することで1台に限り軽自動車税が減免になります。普通自動車の減免制度との併用はできません。

また、知的又は精神障がい者や18歳未満の身体障がい者と生計が同一の人が所有し、障がい者のための通学や通院などに使用する場合も減免になります。

右の【申請に必要なもの】を持参の上、必ず申請期限までに税務会計課窓口で手続きしてください。

なお、減免の申請期間は年一回、自動で更新されませんので毎年申請が必要です。

### 【申請に必要なもの】

- ①軽自動車税(種別割)納税通知書
- ②自動車検査証
- ③身体障害者手帳等
- ④運転する方の運転免許証
- ⑤マイナンバー通知カード又は個人番号カード

※※※ 減免申請期限:令和5年5月24日(水)まで ※※※

申請期限を過ぎた場合は受付できません。お忘れのないようお手続きください!

(お問合せ) 大槌町役場 税務会計課 0193-42-8711

■車両の登録や課税内容について→課税班 ■税金の納付や口座振替について→収納班